

議会運営委員会会議記録（概要）

令和6年8月26日（月）

開 会（午後1時45分）

松本議長

本日は、令和6年第3回定例会の日程等について、並びに議会運営に関する事項について協議をお願いします。

また、今回提案される、所沢市まちづくりセンター設置条例制定に伴う所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例改正については、法律の規定により、議決する前にあらかじめ議会から教育委員会への意見聴取が必要となりますので、協議をお願いします。

なお、所沢市議会災害等対応マニュアル・議会機能継続計画（BCP）に基づく、防災訓練を定例会初日に行うこととしましたのでお知らせします。

【議 事】

(1) 令和6年第3回定例会の日程について

①市長提出議案の報告等

中村副市長

議案件名表のとおり、議案第86号から議案第106号まで、並びに認定第1号から認定第10号までの31件を提出します。（※議案第86号から議案第106号までの議案の概要を説明）

千葉教育総務
部長

今回の議案について説明します。議案第103号から議案第105号と分かれています、内容は同様なものとなっています。本件は今年度購入した小学校教師用の教科書、教師用の指導書等が2,000万円以上

超えていたにもかかわらず、議会の議決を経ずに、買い入れを行ってしまいました。このため、今定例会におきまして、財産の取得について追認の議決をお願いするものでございます。

こちらが起きた経緯に着きまして説明いたします。教科書は概ね4年に一度改訂が行われ、次年度に改訂された教科書、教師用の指導書を大量に購入いたします。令和6年度は小学校の改訂時期にあたりまして、令和6年第1回定例会におきまして総額1億円の予算を認めていただきました。その後、4月26日に発注の契約を3つの書店と締結いたしました。ただ、その時点では、教科書は消耗品的な性質との解釈をしておりましたため、財産取得のために、議会の議決が必要であったにもかかわらず、その認識が欠落しておりました。その後、6月末に他市から照会を受け、改めて契約内容を確認したところ、3つの契約におきまして議会の議決が必要であることが判明いたしました。今回の事案は、法令の解釈につきまして、認識の錯誤があったことで、このような結果を招いてしまいました。深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

谷口委員

確認ですが、4年に一度ということは、過去にもそのようなケースがあったということか。

千葉教育総務
部長

過去には、2,000万円以上の事案はございませんでした。2,000万円以上は今回のみでございます。

矢作委員

他市からの指摘があったとのことだが、それで判明したのは何月何日ごろだったのか。

千葉教育総務
部長

他市からの照会があったのが、6月下旬でございました。

②会期予定（案）等の説明

※瀧澤議会事務局参事が日程概要（案）と会期予定表（案）に基づき説明

③一般質問者数の確認

自由民主党・維新・参政・無所属の会 6人

公明党 5人

至誠自民クラブ 3人

日本共産党所沢市議団 4人

市民クラブ未来 3人

さきがけ 3人

立憲リベラルの会 1人

立憲民主党・れいわ新選組 2人

※以上、27人から通告があった。

大石委員長

では、一般質問の日数は5日間、1日目から4日目までは1日6人、5日目が3人となります。

④会期日程の決定

大石委員長

その他の会期予定は、案のとおりでよろしいですか。（委員了承）

⑤一般質問順位の決定（抽選）

休 憩 (午後2時12分)

再 開 (午後2時16分)

一般質問順位について、別紙のとおり決定した。

⑥一般質問通告締切日時について

9月3日(火) 議案調査日1日目の正午

大石委員長

一般質問の通告は、指定の様式で提出をお願いします。

⑦議案質疑通告締切日時について

9月4日(水) 議案調査日2日目の正午

大石委員長

議案質疑の通告についても、デスクネットの指定の様式で提出をお願いします。

⑧議員提出議案提出締切日時について

一般質問調査日1日目の正午

⑨請願・陳情書受付締切日時について

8月28日(水) 午後5時

⑩所沢市まちづくりセンター設置条例制定に伴う所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例改正について

大石委員長

先ほど議長からも話がありました教育委員会への意見聴取について事務局から説明をお願いします。

瀧澤議会事務

こちらの件について、説明させていただきます。

局参事

議案第92号「所沢市まちづくりセンター設置条例制定について」が提出されますが、この制定に伴い、所沢市教育に関する事務の職務権限

の特例に関する条例も改正される予定となっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項において、「地方公共団体の議会は、条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されておりますことから、今回、教育委員会への意見聴取が必要となります。

お手元に配付させていただきました議長から教育長宛ての「所沢市まちづくりセンター設置条例制定に伴う所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例改正に対する意見について」を、本日付けで教育長に送付し開会日までに回答を求め、回答文は開会日の議案説明後に全議員の皆さまに配信させていただくことで事務を進めることを考えておりますが、このような流れで進めてよろしいか確認をするものです。

なお、この手続きは過去にもこちらの条例改正に伴い、平成26年第3回定例会、令和2年第3回定例会にも同様な手続きを行っております。

大石委員長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、教育長宛てに文書を送付し、教育委員会に意見を求めることよろしいですか。

(委員了承)

送付する文書は配付した案のとおりでよろしいですか。

(委員了承)

(2) 議会運営に関する事項について

① 議会運営に関する申し合わせ事項について

大石委員長

7月31日の議会運営委員会において、会派からの意見についての説明に対し、質疑をしていただきました。それについて、各会派でお持ち帰りいただいておりますので、最終的な確認をしていきたいと思いますが、今日は決定せずに10月、11月と議論をしっかりとしていきたいと思っています。

1会議（1）会議の時間について。至誠自民クラブより、「『本会議の会議時刻は原則午前9時からとする』とし、『原則』を入れる、また、後段の『ただし、』以降は削除する」について、何かご意見はありますか。

特にないようですので、また議論します。

次に、（2）議案の提出、立憲民主党・れいわ新選組より、「この提出者の名前というのは会派名という認識でよいか」ということですが、これは前回確認済みです。

次に、「③所属委員会所管の議案については、当該議員は質疑ができない。議会運営委員会で議案質疑順位決定後の質疑は、挙手により行う」について。共産党より、「『議会運営委委員会で議案質疑順位決定後の質疑は、挙手により行う』の一文は削除してもよいのではないか」についても確認済みです。

次に、（7）発言の通告等、共産党より、「『議長に口頭で通告する』というのは、議運でいつも通告している内容を指しているのか」は、確認済みで、立憲民主党・れいわ新選組より、「議長または議会事務局長が多忙で見つからないこともあるため、口頭ではなくデスクネットで事務局宛

てに連絡したい」について、意見はありますか。無いようですので次にいきます。

共産党より、「なお、追加議案等の質疑通告については、質疑順位決定のための議会運営委員会の開会20分前までとする」について、「②に含まれる内容ではなく、『①議案質疑は通告書により〈議案調査日最終日の正午〉までに議長に提出すること』の内容ではないか」、同じく共産党より、「②については『議案質疑及び』の部分だけ削除で、除いた部分は（8）一般質問の項目で必要ではないか」について、意見はありますか。

川辺委員

共産党が指摘している、「『なお、～までとする』は、①議案質疑は通告書により『議案調査日最終日の正午』までに議長に提出すること」の後に追記すればよいと思う。

中井委員

私どもも、そのつもりで提案しています。

大石委員長

次に、（8）一般質問、至誠自民クラブより、「所沢市議会の一般質問に要している時間は、人口同規模の議会と比較して最長規模と言われている。今後、職員の働き方改革を進めるに当たり、一般質問に要する総量を削減する以外、効果的な方法はないと考える。よって次の意見とする。『職員負担の軽減を意図した、現在の60分以内から、45分以内への短縮』」とありますが、会派からのご意見をお願いします。

長谷川委員

「職員負担の軽減を意図した、現在の60分以内から45分への短縮」については反対です。理由としては、所沢市議会では、通年会期制導入

に際し、会期の見直し等も進め、結果として事務負担の軽減をはかってきたが、執行部は所沢市として通年会期制に反対してきた。その後、藤本前市長から小野塚市長へ変わったわけだが、執行部側の総括がなされていない中で、なし崩し的に負担軽減のために60分から45分へ短縮することには反対である。

矢作委員 45分にすることには反対である。一般質問は、議員の権利でもあるので十分に保証されるべきと考える。

川辺委員 会派としては、一般質問を通じて職員への事務負担の軽減を図っていくべきと考えているので、時間や回数制限等を含め、今後議論は進めていくべきと考える。

谷口委員 前回提案したときに、議員の発言権の問題がある中で非常に悩ましいという前提で提案したわけだが、職員の負担軽減という視点では一般質問に切り込まなければいけないという思いで考えている。ただ、45分ということには必ずしもこだわっているわけではないが、短縮する方向で考えてはどうかという提案である。

大石委員長 この確認については、まずは令和7年第1回定例会まで、視察もしながら、各市の状況なども考慮しながら議論をしていきたいと考えています。一般質問の60分というのは、長い時間かけて所沢市議会では勝ち取ってきた権利であり、私の父が市議会議員の時代からずっと60分でやっていると思いますが、今定例会でも27名が一般質問をされるということで、議員30人から40人規模の市としては、かなり時間を費

やしていることは事実であり、通年会期制の導入をするといういい機会であるので、ここで議論をしていかないと、これまで議会改革を進めてきましたが、今一度見直す機会と考えています。ですので、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

次ですが、「⑦一般質問は、議案及び請願・陳情の中身にわたる部分、議決に影響する部分についてふれないよう十分留意する」について。公明党より、「⑦の最後の部分『十分留意する』についてもっと強い表現にすべきではないか」。至誠自民クラブより、「⑦の後段に『但し、議決後の一般質問は、この限りではない』を追加する」について意見はありますか。

ないようですので、次にいきます。

2委員会、（1）議会運営委員会、「意見書の提出等を求める請願・陳情が全会一致とならない場合は、議会運営委員会において不採択とする。なお、本会議においても同様とする。」について。

共産党より、「新しく追加される文は、『①議会運営委員会の運営について、機関意思の決定は全会一致とする。その他の運営については、全会一致になるよう最大限努力する。ただし、本会議の運営に著しく支障をきたす恐れのある場合は、議長の裁定に委ねる。』と同じ内容と考えるので敢えて追加する必要はないのではないか」について意見はありますか。

川辺委員

うちの会派としては、このように追記して分かりやすくしたほうがい

いという意見が出ている。

大石委員長

3 請願（1）請願書の記載事項等 について。

「④議長及び所管委員会の委員長は、請願・陳情の紹介議員にはならない。なお、当該委員会の委員も極力、紹介議員にならない」について。共産党より、「④の『なお、当該委員会の委員も極力、紹介議員にならない』との一文はいらぬのではないか」。公明党より、「④の『なお、当該委員会の委員も極力、紹介議員にならない』の『極力』についてこれ以上の表現は難しいのか」と正反対の意見が出でいますが、これについてはいかがでしょうか。

長谷川委員

当該委員会の委員が、紹介議員になれるのか、もしくは、なること自体がふさわしいのかを整理していただき、なることに問題がないのならこの一文は不要ですし、紹介議員になることがふさわしくないのであれば、「極力」ではなく「紹介議員にならない」という表現でよいのではないかと思う。

川辺委員

提案している部分に対して、例文を示したい。「議長及び所管委員会の委員長及び当該委員は、請願・陳情の紹介議員にならない」と言い切る形を提案する。

中井委員

会派としては、今はいないが、もし一人会派の議員がどうしても請願に対して賛成をしたいと思っても、当該委員だった場合、その議員しか紹介議員になる議員がいなかったときに、市民から請願が出されないことになるので、よくないのではないか。

川辺委員

うちの会派でも同じような意見が出たが、その請願に対して審査する立場の議員が紹介議員になっているということに、公正・公平な立場で審査できるのかという疑問がでてくるので、少し強い形で制限したほうがよいと思われる。

大石委員長

次に、4 規律（1）携帯品「②タブレット端末は「会議中における情報通信機器の使用基準」に基づく使用に限る」について。

至誠市民クラブより、「タブレットの記述の後に、『尚、携帯電話（スマートフォン）の操作は認めない』を追加する」については、現在、ICT作業部会のほうの議論に任せることで確認しています。

次に、5 その他、「②議案書の配付は定例会議または臨時会議の開会7日前とし、日程協議のための議会運営委員会開催前までに議会事務局を通して会派の控室に配付する」について。

共産党より、「②に関してはICT化でペーパーレスになる、もしくは配信もしているので、文言を変更する必要があるのでは」についてですが、こちらもICT作業部会で併せて検討していきたいと思います。

次に、議会運営委員会における確認事項、5. 一般質問について、「原則、執行部とのヒアリングは一般質問調査日の3日目までに済ませる」について。

至誠自民クラブより、「『原則・・・済ませる』の後に、『但し、一般質問の前々日までは、ヒアリング後の確認程度のやり取りは、この限りではない』を追加する」について、意見はありますか。

川辺委員

「執行部とのヒアリングは一般質問調査日の3日目までに済ませる」としてしまうと、現実的に微調整は必要と思われるので、この追記には賛成である。

大石委員長

次に、議会運営委員会における議会基本条例の運用に関する確認事項ですが、共産党より「『1. 閉会中の文書による質問について（第11条関係）、委員会（議会運営委員会、常任委員会、特別委員会等）における全会一致により、議長を通じて文書による質問を行うこととする。』が全て削除となっているが、1を全部削除するのではなく『閉会中の』を削除するだけで良いのではないか」について。

中井委員

閉会中という概念がなくなるので、閉会中を削除すればよいのではないか。文書による質問というのは、今はないがあり得るときがでてくる可能性があるので、そこまで消さなくてもよいのではないかという意見である。

② 通年会期制に係る申し合わせ事項（案）について

大石委員長

7月31日の議会運営委員会において、私から項目ごとに説明をさせていただきましたが、各会派からご意見をいただいておりますので、順に確認をしていきたいと思っております。「通年会期制に係る申し合わせ事項（案）各会派の意見記載版」をご覧ください。こちらは、各会派からいただいたご意見を、それぞれ該当する項目に記載したものとなります。

では、項目ごとに確認をしていきます。

冒頭の文章のところですが、さきがけより「6行目『なお、』からの

文章について、以下のとおり提案する。『なお、議会運営の効率化を図るとともに、市民にとっても分かりやすい運用を目指すものとする』。

長谷川委員

通年会期制の議論は、執行部の負担軽減から議論が出発したのではなく、あくまで結果論として負担軽減が図られたのであり、あえて申し合わせ事項に記す必要はないと考える。また、市民にとっても分かりやすい運用も考慮する必要があると考える。

大石委員長

この際、委員として質疑したいので、所沢市議会会議規則第116条の規定により、副委員長と交代します。

亀山副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

大石委員

先ほどの機会運営に関する申し合わせ事項の部分になるが、働き方改革との関連にもなるのでここで伺うが、先ほど一般質問についての意見で「執行部側の総括がなされていない中で、なし崩し的に負担軽減のために60分から45分へ短縮することには反対である」とのことだが、「執行部側の総括」とは、どのようにしてもらいたいのか。

長谷川委員

藤本前市長は、通年会期制に反対していたが、小野塚市長が就任されてから賛成・反対の意見は出てきていないと思うので、きちんと表明してもらいたいと思われる。

大石委員

後ほど会派で確認してもらいたいですが、島田前議長、粕谷前議会運営委員会委員長のときに、小野塚市長が就任されたときに市議会としては通年会期制を進めていくことを確認したところ、「議会で行うことは議会でお決めください」という回答をいただいた。また、副市長においても

議会で承認され、継続されているので、その辺りも含め執行部への総括
というものを求めるのが難しいと思われるがいかがか。

長谷川委員

会派に持ち帰り、確認する。

亀山副委員長

それでは委員長と交代します。

大石委員長

次に、「2 会期の始期・終期」について、立憲リベラルより意見が
出ていますので、私から読み上げます。

「この問題については以前から議会運営委員会の協議会では課題が議
論となっていた。協議会での議論だったのは議長・副議長の歳費につい
てお金に絡む案件だったため（過去に協議会で谷口議員が複数回確認し
ていたと記憶している）。現在、ボーナスの支給基準日は毎年6月1日
と12月1日。その時点で議長・副議長にボーナスが支給される。

任期の1年目の議長は5月に臨時会に開催されるため翌月6月のボー
ナスから議長のボーナスが支給される。現在、翌年以降は6月定例会の
初日に議長選挙が開催されるため、任期1年目の議長は議長のボーナス
を3回受け取る。任期4年目の議長は12月議会のボーナス1回しか議
長のボーナスを受け取れない。翌年4月30日に市議会議員の任期が切
れるため。

そのため、任期最初の議長と4年目の議長とでは議長のボーナスを受
け取る回数に2回の差が生じる。議長を降りて普通の議員になる場合で
計算すると支給額の差は現在の支給金額では以下の通りになる。

$(1,782,000円 - 1,512,000円) \times 2回分 = 540,000円$

議長職としての苦勞は差が無いと言っても、僅か2週間ちよつとの議長就任の時期の差で540,000円の差が生じるのは大きいと考える。そのため不公平の是正のためにも5月の臨時会で議長・副議長選挙を行うべき。

なお、来年、通年議会が開会して5月に議長・副議長選挙を行う場合は現在の議長・副議長は職位のボーナスは1回の支給となるので、不利益を受ける。副議長は了解しているが、松本議長の了解を議事録が残るところで確認すべき。」との意見が出ています。

立憲・れいわより「会期は5月1日から翌年の4月30日までとする」とあるが、なぜこの会期なのか。議会人事については5月15日に臨時会で行うとあるが、5月25日頃が良い」。

長岡委員 会期は5月1日から翌年の4月30日までとする」とあるが、なぜ年度に合わせなかったのか。

大石委員長 条例制定のときに、任期に合わせて会期を決めました。

長岡委員 議会人事については5月15日に臨時会で行うとあるが、改選期には忙しいと思われるので、5月25日頃が良いと思ったため、意見として出した。

大石委員長 公明党より「議会人事の5月15日が『土・日』の場合の考えは。定例会議運用ルールと同じ『その日後においてその日に最も近い市の休日でない日』でよいか」。

川辺委員 記載のとおり、「5 定例会議・運用ルール」と同じでよいか、確認

である。

大石委員長

立憲リベラルより「『議長は、市長から臨時会議を開くことを要請されたときは、当該要請のあった日から原則として7日以内に開くものとする』とあるが、今年の5月に臨時会を開催されなかった事実がある。本当に7日以内での開催ができるのか。」とのことですが、意見はありますか。ないようなので、次にいきます。

6 出席者への配慮、至誠自民クラブより「定例会議、臨時会議の初日の市長挨拶（市長からの議案説明含む）まで、また最終日の閉会前の市長からの挨拶の時は、理事者全員の出席を認めても良いのではと考える」、共産党より「会派としては理事者の出席は全員出席も可と考えている」、立憲・れいわより「議員の質問権を制限するのはいかがなものか。先日、埼玉県議会視察をした際に理事者はコロナ後全員出席に戻したとお話があったように所沢市も戻したほうが良いのではないか」。

谷口委員

理事者の出席については、定例会議、臨時会議の初日の市長挨拶（市長からの議案説明含む）まで、また最終日の閉会前の市長からの挨拶の時は、理事者全員の出席を認めても良いのではと会派で議論があったので提起した。

矢作委員

記載のとおりである。

長岡委員

記載のとおりである。

谷口委員

長岡委員の会派から、「議員の質問権を制限する」とあるが、どのようなことか。

長岡委員

例えば、一般質問のヒアリングをして、一般質問時に理事者側からの答弁を聞き、それを基に再度確認したいときに、担当部長がいないこともあると思うので、それが質問権を制限することになるのではないかと考えたため、全員出席に戻したほうがよいと意見した。

谷口委員

この場合、議員の質問権は制限されていないと思われるが、いかがか。

長岡委員

一般質問の際に、答弁者以外の部長はいないわけだが、部長の答弁を聞いて、違う部長に聞きたかったが、いないため聞けなかった場合に質問権の制限に該当するのではないかということである。

斉藤委員

確認だが、例えば、自分が一般質問したい項目があり、ヒアリングの中で違う部署が担当だった場合、そこに担当の執行部がいないと質問ができなくなるという意味なのか。

長岡委員

返ってくる答弁によって、部をまたいで質問したい場合も出てくると思うため、その場合に備え全員出席してもらい、担当部長以外の部長に聞くことができる体制を整えたほうが議員の質問権を制限しないと思われる。

大石委員長

7 市長の専決処分事項の指定について、至誠自民クラブより「原案の限定列挙の他、これ以外のケースを想定した、より柔軟な記載にしておく必要はないか」。

谷口委員

この案について、限定列挙でよいのか、または、これ以外のケースを想定しておかなくてよいのかという意見があったため、このように記述した。

大石委員長 10 一般質問の運用について、共産党より「『質問の要旨が確定した後は追加や変更を行わない』は削除し、『執行部とのヒアリングは、一般質問調査日中間中に終了とする』が良いと考えます」。

矢作委員 先ほど公明党からもあったが、微調整程度は考えられるため、あまり厳しくしないほうがよいと思い、このような意見とした。

大石委員長 11 所管事務調査の運用について、公明党より「5行目の『事実上、閉会中の期間がなくなり、』は削除してもいいのではないか。（1行目に同様の記載がある）」。

川辺委員 この項目の冒頭に「事実上、閉会中の期間がなくなることから」という記載があるため、5行目の「事実上、閉会中の期間がなくなり、」は削除したほうがきれいな文章になると思われるため、意見とした。

大石委員長 16 決算審査の時期について、共産党より「『原則1日の間と取って』とありますが、会派としては中5日を希望します」。

立憲・れいわより「『9月定例会の散会日から原則1日の間を取って、決算に係る議案審査を行うこととする』とあるが1週間くらいの期間は欲しい」。

矢作委員 審査の時間が短いと、中々準備が追いつかないので、会派として5日間は希望するとして提案した。

長岡委員 決算書は1か月ほど前に配付されるが、9月定例会での審議中なので、やはり一週間くらいの時間は欲しいと思い、意見とした。

大石委員長 公明党より「①決算認定にあたり充実した審議をするために連続する

決算日程の中に1日間調査日を設けた方がいいのでは。

②〈例示〉の日付の部分9月20日(月)は、令和何年ですか」。

川辺委員

会派としては、決算審査に関しては中1日でよいが、審査が開始され、仮に5日間の日程だと月曜日から始まった場合、金曜日まで連続で行うようになるため、十分な審査を行うためには、中日1日を取ったほうがよいのではないかという提案である。

例示に関しては、去年でも今年でもないため、実際にある日にちで記載したほうがよいという意見である。

谷口委員

確認だが、「9月定例会議の散会日から原則1日の間を取って、決算に係る議案審査を行うこととする。」という案は、どのような考えで記載されているのか。

大石委員長

以前、議会運営委員会において決定されているため、このような記載となっています。あえて確認しているのは、丁寧に議論しているためですのでご了承ください。

「その他」ですが、立憲民主党・れいわ新選組から、「繰上充用のものを先日専決処分されたが繰上充用はなかなか出てこないもので、これは開会したほうが良いと思うが、今後も予定が合わなければ専決処分は発生するのか」について何かありますか。

ないようですので、次にいきます。

立憲リベラルの会から、「一般質問に関して、議員によって想定問答を作成する数に大きな差があると複数の職員から聞いている。実際、議

長席から見ていると、かなりの量の想定問答を作成していることが見受けられる。想定問答を作成するのに1問10分は掛かると計算して、仮に30問作成すれば300分かかることになる。内容でなく、作成している想定問答の数を確認した方が良いと考える」とありますが、何かございますか。

ないようですので、この通年会期制に係る申し合わせ事項（案）につきましても10月、11月における閉会中に開催する予定の議会運営委員会において、視察も含め、他市事例とも比較をして議論をさせていただきたいと思います。そのことから、10月11日午前10時からと、11月21日午後1時30分から議会運営委員会を開催させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員了承)

③ ICT化推進について

大石委員長

次に、ICT化推進についてです。

先日の8月22日にICT作業部会が開催されましたので、亀山作業部会長より報告をお願いいたします。

亀山副委員長

8月22日のICT作業部会の報告をさせていただきます。

初めに、7月25日の埼玉県議会、墨田区議会への視察における振り返りをいたしました。

次に8月5日に東京インタープレイ（株）のサイドブックの説明会を実施しました。特に費用や操作性を中心に説明をいただきましたので

その報告をいたしました。

導入した場合の初年度予算は、10GBで契約した場合、初年度、約126万円。次年度から約100万円。コミュニケーションツールは、チャットかラインワークスなどが別途必要となります。したがって、デスクネットは必要であることが分かりました。そのデスクネットは、現在1人当たり月400円ですが、令和6年9月から600円と値上がりしますが大変に安価であり、使い勝手が良いことが確認できました。

なお、作業部会において、1点目、ペーパーレス会議システムの導入。2点目、令和8年第1回議会の完全ペーパーレス化を目標に取り組むこと。3点目、この9月にペーパーレス会議システムの導入のための予算を要求する事。これらの合意を得ました。

また、4点目、ペーパーレス会議システムの導入にあたり、執行部側のペーパーレス化を図るために「会議中における情報通信機器の使用基準の改正案」についても合意を得ましたので、議運の委員の皆さまにも配信させていただきました改正案を読ませていただきます。

会議中における情報通信機器の使用基準【改正案】

1 用語の定義

(1)「会議」とは、本会議及び委員会等をいう。

(2)「委員会等」とは、議会の常任委員会、議会運営委員会、特別委員会その他法令、条例又は議会若しくは議長が定める規程等に基づき議事に置かれる会議をいう。

(3)「情報通信機器」とは、タブレット端末及びパーソナルコンピューターをいう。

2 使用することができる者

(1)所沢市議会議員

(2)議長又は会議の長が必要と認めた者

(3)議会事務局職員

3 使用することができる情報通信機器

(1)所沢市議会議員においては、タブレット端末とする。

(2)議長又は会議の長が必要と認めた者においては、パーソナルコンピューターとする。

(3)議会事務局職員においては、タブレット端末及びパーソナルコンピューターとする。

4 会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項

(1)音声や操作音を発するなど会議の運営上、支障となる行為を行わないこと。

(2)当該会議の目的外の用途に使用しないこと。

(3)審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。

5 違反行為に対する措置

議長又は会議の長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を

命じるものとする。

6 施行年月日 平成26年11月19日

令和〇年〇月〇日 改正、と改正日が記載されます。

それから、ICT作業部会の翌日、8月23日にキッセイコムテック(株)のスマートディスカッションの説明会を行いました。初年度の予算は約105万円で、サイドブックスより操作は容易でした。また、ウィンドウズアプリが使用できること。サイドブックスと同様、デスクネットが必要という事がわかりました。

もう1者、富士ソフト(株)のモアノートの説明の日時が8月30日(金)午後1時30分に決まりました。議運の委員の皆さま、1人でも多く参加していただければと思います。

大石委員長

亀山作業部長のご説明に対して、何かございますか。

では、確認の意味も含め、4項目をもう一度お願いいたします。

亀山副委員長

先ほど報告しました、ペーパーレス会議システムの導入について、令和8年第1回議会の完全ペーパーレス化、ペーパーレス会議システム導入のための予算要求、会議中における情報通信機器の使用基準の改正案についての4点です。

大石委員長

4点目の会議中における情報通信機器の使用基準の改正案については、執行部のパソコンの持ち込みについてとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

何か質問はございますか。

谷口委員	4点目の使用基準の改正については、いつから適用の予定か。
亀山副委員長	実質的には、令和7年6月定例会議からペーパーレス会議システムを導入予定なので、同時期に執行部もパソコンが持ち込めるようにというところではありますが、合意がいただけたなら先立って進めていければと考えています。
入沢委員	3 使用することができる情報通信機器で、「(2)議長又は会議の長が必要と認めた者においては、」とあるが、どのようなことが想定されるのか。
亀山副委員長	まずは、執行部側が委員会や分科会等を想定しています。
入沢委員	議員に関しては、今後はパソコンの導入は考えているのか。
亀山副委員長	今後、ICT作業部会の中で、しっかりと議論していきたいと考えています。
矢作委員	令和8年2月定例会議の完全ペーパーレス化ということだが、その「完全」という部分で、まだ始まっていないので若干不安もあるが、そのあたりはいかがか。
亀山副委員長	目標地点としてはそこを目指していきたいが、令和7年6月定例会議から試行的に行っていき、そこで課題も出てきた上で、さらに議論もできると思うので、まずはスタートしていく。そして、終着点を決めてそこに向かっていく工程で進めていきたいと思っています。
大石委員長	では、いま確認しました4点について、ご了承いただけますでしょうか。(委員了承)

大石委員長

(3) その他

今定例会において、第6次総合計画後期基本計画が提案される予定ですが、総務経済常任委員会の中で、仮に12月定例会まで継続審査となった場合、確認が必要かと思うことが一般質問の関わりです。

総合計画となると市政全般になってくるため、例えば、中核市移行準備についての質問をしていいのか、いけないのかということになると、現状だと議案の内容にふれてはならないとなってしまいますが、さすがに総合計画ということなので、その一般質問に関しては、了解が必要だと思いますので、問題提起だけさせていただき、9月13日の議会運営委員会で確認させていただければと思います。

最後に、第3回定例会中ヒアリング等も含め円滑な議会運営となるよう、よろしくをお願いします。

また、一般質問調査日の3日目までにヒアリングを終えるようご協力をお願いします。

次回、9月5日（木）の議会運営委員会は、午前9時30分から開催となりますのでよろしくお願いします。

散 会 （午後3時30分）